

伊佐市地球温暖化対策実行計画

**平成 29 年 6 月
伊 佐 市**

目 次

第1章 基本的事項

第1節 地球温暖化の仕組み	1
第2節 計画策定の背景	1
第3節 基本的事項	2

第2章 温室効果ガス総排出量と削減目標

第1節 温室効果ガス総排出量の現状(平成27年度)	3
第2節 温室効果ガス総排出量の予測	4
第3節 温室効果ガス総排出量の削減目標	4

第3章 実施及び運用

第1節 実施のための推進体制	5
第2節 職員に対する普及、啓発	5
第3節 削減目標達成のための具体的な取り組み	6

第4章 計画の点検と評価

第1節 点検・評価	8
第2節 改善のための見直し	8
第3節 進捗状況の公表	9

第1章 基本的事項

第1節 地球温暖化の仕組み

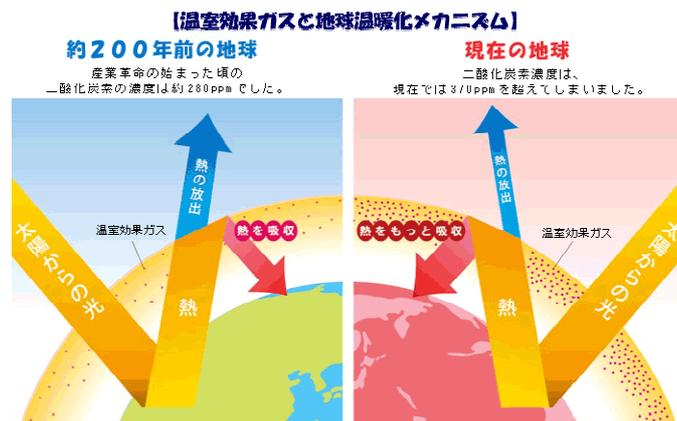
1 地球温暖化とは

地球温暖化とは、私たち人間の活動が活発になるにつれて、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素といった「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことです。

地球に降り注いでいる太陽放射(エネルギー)は、紫外線として大気を通過して地表面に到達し、その一部は赤外線として地表や大気によって反射され、宇宙に放出されています。

その際、一部は大気中の温室効果ガスによって吸収、再反射されて、地表面は生物の生息に適する温度に温められています。

ところが、近年、大気中の温室効果ガス濃度が急速に上昇していることが、地球温暖化を加速させており、それによって様々な悪影響を及ぼしていることが問題となっています。



2 地球温暖化に伴う環境変化

急激な気温の上昇に伴う地球環境の影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大被害が及ぶ可能性が指摘されます。

第2節 計画策定の背景

今日の環境問題は、事業活動や日常生活による環境への負担に起因しており、社会活動の各段階における環境負荷の低減が大きな課題となっています。

地球温暖化問題に関する国際交渉の歴史は、平成4年(1992年)に「気候変動枠組条約」(UNFCCC)が採択されたことから始まり、平成9年(1997年)に、気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)が開催され、先進国の温室効果ガス排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択されました。

そして現在、数値目標の最終年度である平成 24 年（2012 年）以降の目標数値を定めるため、平成 27 年（2015 年）11 月にフランス・パリで C O P 21 が開催され、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな枠組みとして、パリ協定が採択されました。

日本の約束草案では、2030 年度までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減する目標を掲げました。

このことから、伊佐市においても、環境に配慮した行動を率先的に取り組み、環境負荷の低減に努め伊佐市の事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの削減を図っていく必要があります。また取組むことにより消費者・事業者の模範となり、市全体からの温室効果ガスの削減と、環境への負担削減に向け積極的に推進するため「伊佐市地球温暖化対策実行計画」を策定するものであります。

第 3 節 基本的事項

1 計画の主旨と目的

本計画では、市が行う事務、事業における温室効果ガス排出量の削減を目的として、各実行部門における取組を示すとともに、職員一人ひとりが温室効果ガスの排出抑制を心がけ、また、市民や事業所に対しての情報提供や自主的な取り組みを促すモデルとしても有効な計画とし、そのために必要な知識を身に付けていきます。

2 計画期間

計画の期間は、初年度を平成 29 年度とし、計画目標年度を平成 33 年度の 5 年間とします。なお、基準年度を平成 27 年度とします。

また、本計画の継続的改善を図るため、各実行部門における進捗状況及び事務事業の内容の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の範囲

事業計画の対象としては、庁舎及び市立幼稚園・市立小・中学校等の出先機関であり、他者に委託して行う事務または事業は対象範囲外とします。

具体的調査対象施設

番号	施設種類	主要施設名称
1	庁舎	大口庁舎、菱刈庁舎
2	体育施設	総合体育館、農村公園 他
3	学校施設	小・中学校、給食センター
4	児童施設	本城幼稚園
5	健康福祉施設	大口元気こころ館、菱刈総合保健福祉センターまごし館 他
6	生涯学習施設	大口ふれあいセンター、菱刈ふるさといきがいセンター 他
7	一般廃棄物処理施設	伊佐市衛生センター、大口リサイクルプラザ 他

第2章 温室効果ガスの総排出量と削減目標

第1節 温室効果ガス総排出量の現状（平成27年度）

1 算定の対象、方法等

温室効果ガスの総排出量の算定にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定義する「二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、パーフルオロカーボン(PFC)」の6種類の温室効果ガスのうち、本計画における具体的な把握の対象としては、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成23年10月、環境庁地球環境局策定）に基づき、「二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)」の3種類について把握することとします。他の3種類については、把握が困難であり、発生源も少ないことから本計画の対象から除外するものとします。また、算定には環境省地球環境局地球温暖化対策課配布の「温室効果ガス総排出量算定支援システム(表計算ソフトウェア版 Ver. 4)」及び「かんたん算定シート Ver3.1」を使用します。

2 伊佐市役所の現状（平成27年度）

伊佐市の平成27年度(基準年度)における温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で、3,631,172 kg-CO₂ となっており、そのうち、二酸化炭素(CO₂)の占める割合は、99.96%となっています。

排出原因別では、電気の使用による温室効果ガス総排出量が88.85%、次に燃料の使用による温室効果ガス総排出量が11.10%となっています。

各部門別の内訳では、学校、体育施設、給食センターなど所管する施設数が多い教育委員会が44.59%、次に、健康福祉施設などの民生部が14.77%という結果となっています。

(1) 温室効果ガス別の内訳

温室効果ガス名	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	3,629,642	99.958%
メタン(CH ₄)	1,456	0.040%
一酸化二窒素(N ₂ O)	74	0.002%
合計	3,631,172	100%

(2) 排出原因による内訳

排出原因	排出量 (k g -CO ₂)	構成比 (%)
電気の使用	3, 226, 396	88.85%
燃料の使用 (ガソリン等)	403, 246	11.10%
その他 (メタン、一酸化二窒素)	1, 530	0.05%
合計	3, 631, 172	100.00%

(3) 各部門別による内訳(管理する施設に係る排出量を含む)

排出原因 (主な要因)	排出量 (k g -CO ₂)	構成比 (%)
教育委員会(学校、体育施設等)	1, 619, 279	44.59%
民生部(健康福祉施設等)	536, 381	14.77%
環境部(し尿処理施設等)	495, 073	13.63%
総務部(庁舎等)	274, 710	7.57%
その他施設	705, 729	19.44%
合計	3, 631, 172	100.00%

第2節 温室効果ガス総排出量の予測 (平成33年度)

伊佐市では、今後の事業計画 (新衛生センター等) の施設整備、新規事業の実施が計画されており、基準年度 (平成27年度) と比較して目標年度 (平成33年度) における温室効果ガス総排出量は、現状の取り組みでは増加すると予測されます。

第3節 温室効果ガス総排出量の削減目標

温室効果ガス総排出量の削減目標として、平成33年度 (目標年度) までの計画期間内に、平成27年度 (基準年度) のエネルギー使用に伴う「二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)」総排出量の3%以上の削減を達成できるように努力します。

項目	総排出量 (CO ₂ 換算)
平成27年度総排出量 (実績)	3, 631, 172 (k g -CO ₂)
削減率 (目標)	3.0%
削減量 (目標)	108, 935 (k g -CO ₂)
平成33年度総排出量 (目標)	3, 522, 237 (k g -CO ₂)

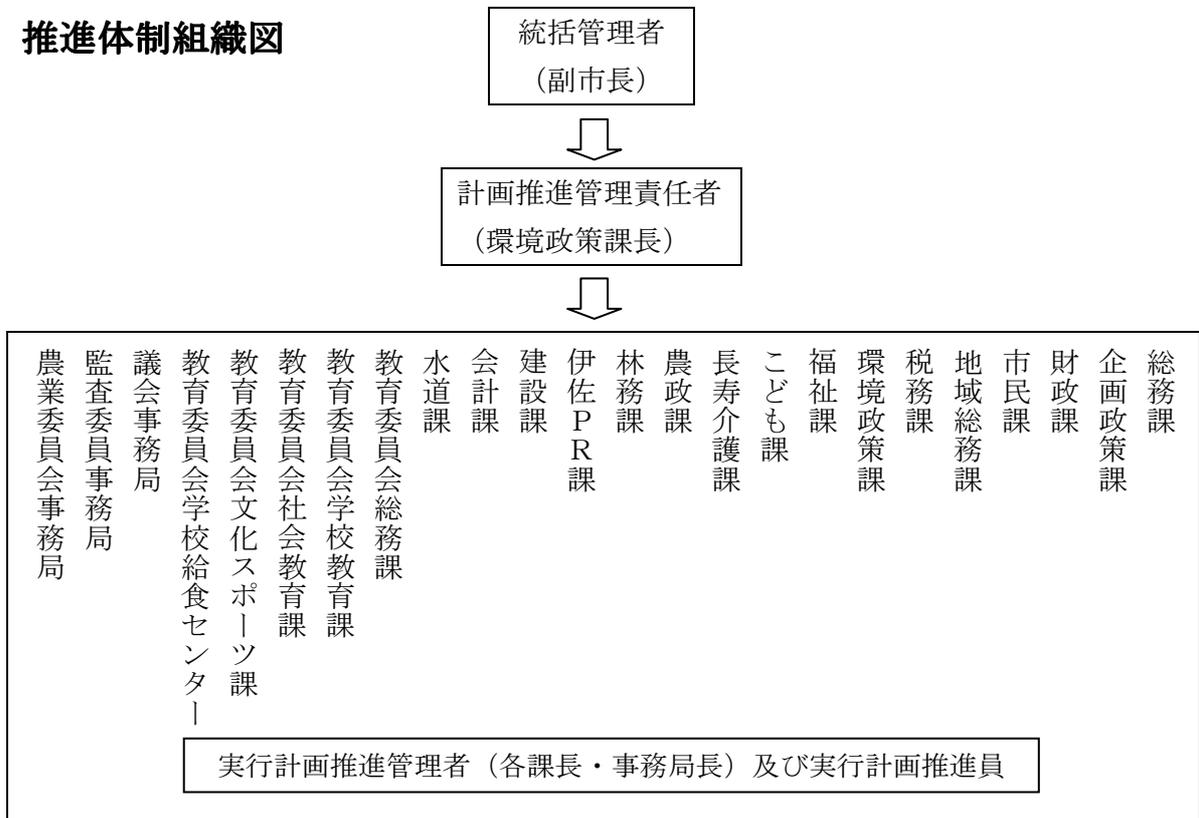
第3章 実施及び運用

第1節 実施のための推進体制

本計画の確実な実施・運用を図るため、統括管理者を副市長とし、計画の対象範囲すべてを含めて次のような推進体制を構築します。各部局に、実行計画推進管理者（以下「管理者」）を置くものとし、管理者は各所属長とします。管理者は、所属内（所管する出先機関を含む）での計画の実施及び維持に関する活動評価及び進行管理を行い、計画推進管理責任者への報告を行います。

また、各部局に、実行計画推進員（以下「推進員」）を置くものとし、推進員は、各所属の係長とし、管理者を補佐し、所属内での計画の推進及び実施状況を把握する。職員一人ひとりには、これらの具体的な行動及び目標を把握し、自主的、積極的に取り組むこととします。

推進体制組織図



計画推進事務局（環境政策課）

第2節 職員に対する普及、啓発

本計画の確実な運用のためには、職員一人ひとりの自覚と意識向上が必要となります。本計画の目標達成のため、職員に対しては計画書の配布、掲示板、庁内LAN等による情報の提供及び定期的な取り組みの普及、啓発を行い、また、計画の運用、点検等の状況を踏まえ、必要に応じて研修会等を実施することとします。

第3節 削減目標達成のための具体的な取り組み

平成27年度(基準年度)の温室効果ガス総排出量の算定結果より、目標年度での温室効果ガス排出量削減目標達成のためには、これらの主な要因となっている一般廃棄物の減量、各施設での電気及び燃料使用量の削減に積極的に取り組むことが効果的です。

庁内での実行計画推進にあたっては、原則として、行政サービスの低下、市民生活への支障が発生しない範囲で、関連するすべての職場で取り組むこととします。一つ一つの行動としては小さなことですが、日々の積み重ねによって大きな削減効果があると見込まれます。

各実行部門での具体的な取組項目は、以下のとおりとします。

1 省エネルギー対策推進

電気・燃料使用量の削減は、学校、体育施設など市民生活に密着した部門での使用割合が高く、それぞれの部門での事業活動に影響を及ぼさない範囲で取り組む必要があり、現実的には各庁舎内の事務部門での省エネルギーへの地道な取り組みが効果的であると思われまます。

(1) 電気、電気製品

- ・夜間や休日等職員が出勤しないときは、支障がない範囲で待機電力にせず主電源オフを行う。
- ・新規購入の際には、省エネルギータイプを購入する。

(2) 照明

- ・使用されていない部屋やトイレなどは消灯する。
- ・明るさが十分な窓際などは消灯する。
- ・夜間や休日は、未使用スペースは消灯する。
- ・採光のため、窓の前には、なるべくものを置かない。
- ・照明器具は良く掃除し（ホコリなどを取り払い）、明るさを保つ。
- ・昼休み、業務時間外については必要な部分以外は消灯する。
- ・廊下等業務に支障のない場所は間引き消灯を行うなど、節電に努める。
- ・照明等の新規購入の際には、省エネルギー型とする。

(3) 冷暖房

- ・冷房28度以上、暖房20度以下とする空調管理の徹底
- ・夏季は軽装の推進し、冬季はインナーウェアの着用をするなど個々に対応する。
- ・定時後は、必要のない場所は積極的に消すようにする。
- ・エアコンフィルターの定期的清掃の徹底する。

(4) 公用車

- ・タイヤの空気圧は運転前の目視による点検及び給油時に空気圧計で点検する。
- ・アイドリングストップを励行する。また、無駄な荷物は積載したままにしない。
- ・急加速、急発進は控え、経済速度による走行に努める。
- ・車両の更新時は、可能な限り排気量の小さい車や低公害車を導入する。

2 省資源対策の推進

ゴミの減量化・リサイクルの推進は、現在の分別収集品目の分別徹底によるなど、ゴミの資源化を推進し、市全体のゴミ減量を図る必要があります。

(1) 用紙及び電気等の使用にあたっての配慮

- ・コピー機やプリンターはこまめに点検を行い、両面コピーや裏紙利用を徹底する。
- ・庁内文書は使用済用紙の裏を活用する。
- ・コピー及びプリンターの用紙は、原則として再生紙もしくは環境に配慮した製法で製造されたものとする。
- ・PCからの打ち出しでは不必要な印刷をしないよう、印刷プレビューで確認してから印刷する。
- ・電算結果は、電子媒体により保存活用し、紙片による出力は必要最小限とする。
- ・庁内LANを活用し、ペーパーレス化を促進する。

(2) 廃棄にあたっての配慮

- ・焼却処分が必要でない書類、新聞紙、段ボール及び雑誌等の再資源化を図る。
- ・不用となった備品等について庁内LANで他課等に情報提供し、再利用を促進する。
- ・再利用できない備品等の廃棄については、廃棄方法及び廃棄先が適法であるかの確認を行った上で処分する。
- ・ミスコピーの裏面及び使用済み封筒の再利用を図る。
- ・分別マナーを徹底し、リサイクルの促進を図る。

(3) その他

- ・ポスター、カレンダーの裏面活用。
- ・ノー残業デーの推奨。

3 建築物の建築に当たっての配慮

- ・省エネルギー型の空調設備や、照明設備等の導入に努める。
- ・建築物の配置や構造の工夫により省エネルギー化に努める。
- ・太陽光発電設備の導入に努める。

第4章 計画の点検と評価

第1節 点検・評価

管理者は、計画の実行状況把握のため、毎月使用量の集計を行い、定期的に各所属における取り組みの状況並びに計画目標の達成状況などを点検し、毎年6月末までに報告することとします。

計画推進管理責任者は、各所属の報告に基づいて集計を行い、その適合性を評価し、評価結果を統括管理者に報告します。

第2節 改善のための見直し

1 目標や取り組みの見直し

取り組みについては、その実施状況を踏まえ、実施状況が低いものについてはその理由を明らかにするとともに、実施状況が高まるような工夫や、実施可能な取り組みへの変更等を行います。また、実施状況が高いものについては、それらの取り組みが確実にされているかを確認します。

目標については、その達成度を踏まえ、達成度が低いものについては、達成に向けて新たな取り組み等の導入を検討するとともに、目標そのものに無理がなかったかを確認します。また、達成率が高いものについては、より高い目標や新たな目標を設定することが可能かどうか検討します。

2 運用の仕組みの見直し

実行計画を効率的に運用するため、計画の実施に当たって整備した仕組みが十分に機能しているか点検を行い、十分に機能していない仕組みがあった場合には、必要に応じ推進員、職員からの意見を聴取する等、仕組みそのものの見直しを行います。

第3節 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況及び点検・評価結果については、ホームページにより公表します。